平成２８年（フ）第３２６号
福岡市城南区別府７丁目８番31―301号
破産者　川崎　良太
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８号
山形県尾花沢市新町２丁目５番52号
破産者　菅野　道雄
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１７号
山形県東村山郡中山町あおば23番地10、開始決定時の住所山形県寒河江市元町３丁目13番地の13
破産者　細矢　直人
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
東京都江東区大島１丁目２番１―3101号、開始決定時の住所山形市小白川町４丁目４番24号
破産者　中入　卓也
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０８５号
福岡市博多区博多駅前４丁目22番25―603号、住民票上の住所福岡市中央区平尾２丁目２番21―204号
破産者　井上　浩之
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６２９号
福岡市南区桧原７丁目10番25―201号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区宝台団地４番402号
破産者　永田　久恵
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８６９号
札幌市白石区栄通８丁目１番12号　グランデミール栄通Ｓ―101号
破産者　浅井　敏子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８２号
札幌市中央区宮の森２条２丁目４番11―506号
破産者　高木　幸子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３９号
札幌市東区北14条東13丁目１番17号　ハイツＳＫ37号
破産者　松原由加利
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９４号
札幌市厚別区厚別東１条６丁目１番12号
破産者　手嶋　　徹
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７３号
千葉県流山市前ケ崎647番地の27　セレネ北小金Ⅱ―101、開始決定時の住所埼玉県吉川市栄町782番地１　Ｂ―404号
破産者　山田慎一郎
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４７６号
埼玉県吉川市中野128番地５、開始決定時の住所埼玉県吉川市大字保858番地23
破産者　関根　光治
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
埼玉県吉川市中野128番地５、開始決定時の住所埼玉県吉川市大字保858番地23
破産者　関根　和子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５５２号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目14番１―703号
破産者　長倉　秀子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
埼玉県草加市稲荷４丁目13番41―105号
破産者　冨澤　恵美
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６号
山梨県甲斐市中下条413番地23
破産者　平野　静子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
京都府舞鶴市字堀上15番地―201号、前住所京都府与謝郡与謝野町字加悦奥1599番地２
破産者　北風　隆一
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県高砂市米田団地12番201号
破産者　春名　　誠
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部